

千葉県科学技術功労者表彰実施要領

第1 趣旨

この要領は、科学技術の振興に関し、顕著な功績を挙げた者を千葉県科学技術功労者として表彰することにより、科学技術の普及、奨励を図り、もって科学技術水準の向上に資するため、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

第2 対象

1 知事は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する者であって、その功績が顕著であり、原則として20年以上にわたり科学技術の振興に寄与し、科学技術の進歩、産業の発展、文化の向上、その他県民の福祉の増進に貢献した者を、科学技術功労者として表彰する。

ただし、(4)に該当する者については、この限りでない

- (1) 科学技術上の進歩、発展に関し、多年にわたり発明又は研究を行い、成果を挙げた者
- (2) 優秀な国産技術の育成、実施に貢献した者
- (3) 科学技術の普及、啓発又は発明の奨励に貢献した者
- (4) 科学技術上特に優れた発明又は研究を行った者

2 1に該当する者であっても、次の(1)から(7)のいずれかに該当する者は、原則として表彰しないものとする。

- (1) 県内に所在しない事業所等に勤務する者又は経営する主たる事業所等を県内に有しない者
- (2) 過去において当該表彰を受けた者
- (3) 同一の業績により、科学技術に関する国家表彰等を受けた者
- (4) 主たる発明又はその関連発明について係争中の者
- (5) 千葉県職員である者
- (6) 公共試験研究機関及び大学に勤務する者
- (7) その他表彰することが不適當であると認められる者

第3 推薦手続

1 市町村長及び2に定める推薦団体の代表者は、第2 1 (1)から(4)のいずれかに該当する者があるときは、推薦書(別記第1号様式)に次の(1)から(5)に掲げる書類を添付して知事へ推薦することができる。

- (1) 候補者調査書(別記第2号様式)
- (2) 候補者調査書抄録(別記第3号様式)
- (3) 履歴書(知事表彰等推薦手続における提出書類について(平成19年6月29日付け総第216号)様式3)
- (4) 戸籍抄本
- (5) 主要な特許公報、研究論文、その他参考となる資料

- 2 推薦団体とは、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、公益財団法人千葉県産業振興センター等の団体をいう。
- 3 被推薦者は1事業所等につき1名とする。ただし、第2 1 (4)に該当する場合は、この限りではない。

第4 被表彰者の決定

知事は、第3の規定により推薦書の提出があったときは、別に定める千葉県科学技術功労者表彰選考委員会に諮り、被表彰者を決定する。

第5 表彰

表彰は、表彰状の授与をもって行う。また表彰は、毎年、科学技術週間中に行うものとする。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。